

京都市告示第 400 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成20年2月26日から平成20年3月31日まで、財団法人京都市駐車場公社を京都市公金収納受託者とし、京都市太秦天神川駅自転車等駐車場の駐車料金の徴収事務を委託します。

平成20年2月22日

京都市長 榎本 頼兼

(建設局土木管理部放置車両対策課)